

復興大臣

根本 匠 様

緊急要望書

平成25年10月9日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

經濟産業大臣

茂木 敏充 様

## 緊急要望書

平成25年10月9日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

現在、本市では、東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興に向け、事業再開、操業の継続、雇用の維持に全力で努めております。

しかしながら、市内事業者においては、一度失った顧客からの受注を取り戻すことは相当難しく、また、本市では慢性的な人手不足のため震災前のレベルまで従業員を確保することも難しく、結果、設備の稼働率が低いまま回復せず、固定費の負担がかさむ中でのぎりぎりの状況で操業を継続しております。

そのような中、今年9月から自由化部門（事業者向け）の電気料金が平均で約15%値上げられ、さらに平成26年4月から消費税率の上げがされるなど、震災と原発事故で被災した事業者にとってますます厳しい状況になります。

よって、震災と原発事故でぎりぎりの状態で操業を続けている市内事業者の事業活動を軌道に乗せて、復興のエンジンとしてより一層加速させていくため、国における支援が必要不可欠であることから、急を要している事項について、以下のとおり緊急要望します。

## 記

### 1 固定資産税の免除及び交付金による手当

震災初年度（平成23年度）は、地方税法の改正や国による予算手当の下、本市の条例により固定資産税を免除したが、平成24年度以降は、固定資産のうち土地・家屋については地方税法の改正や国による予算手当の下、免除又は1/2減免しているが、償却資産（機械設備）については国による予算手当もなく、事業者の機械設備も稼働し売上げも出ていると想定し免除していない。

しかしながら、実態は、震災から2年半が経過しても、事業者の機械設備の稼働率は震災前のレベルに戻らず低いままであり、売上げも震災前には戻っておらず、固定費や税等の負担が事業の継続に重くのしかかっている。

事業者の機械設備の稼働率が震災前のレベルまで戻り、税負担に耐えられるだけの売上げが期待できるまでの間、固定資産税の負担を軽減するため、固定資産税の免除分に係る国による予算を手当すること。

具体的には、平成24年度に遡って固定資産税の免除を行うため、平成24年度から平成30年度までの間、本市の固定資産税歳入の減収分を100%補てんすること。

### 2 電気料金の値上げに対する給付金による手当

事業者の機械設備の稼働率が震災前のレベルまで戻り、電気料金の値上げに耐えられるだけの売上げが期待できるまでの間、電気料金の値上げの負担を軽減するため、電気料金の値上げ分に係る国による給付金を手当すること。

具体的には、今年9月から平成30年度までの間、国（資源エネルギー庁）の電源立地地域対策交付金の給付金事業を拡充し、電源立地地域対策

交付金交付規則第2条第1項に「原子力発電供用施設事故被害市町村 原子力発電供用施設の事故により被害を受けた市町村」を追加するなど必要な制度の見直しを行い、給付金を手当すること。

### 3 消費税率の引上げに対する給付金による手当

来年4月からの消費税率の引上げは、被災地で何とか再開した事業者の事業継続に大きな負担となる。

事業者の機械設備の稼働率が震災前のレベルまで戻り、消費税の負担に耐えうるだけの売上げが期待できるまでの間（具体的には、来年4月から平成30年度までの間）、消費税率の引上げの負担を軽減するため、消費税率の引上げ分に係る国による給付金を手当すること。

### 4 東京電力の賠償金の非課税化

東京電力からの原発事故賠償金については、精神的損害など一部非課税になっているが、営業損害のうち減収分等に対するものは、所得税、法人税の対象として課税されており、事業者の事業継続の負担となっている。

事業者の機械設備の稼働率が震災前のレベルまで戻り、税負担に耐えうるだけの売上げが期待できるまでの間、税負担を軽減するため、原発事故賠償金の法人税、所得税を非課税にすること。

### 5 社会保険料、労働保険料の減免及び交付金による手当

事業者の機械設備の稼働率が震災前のレベルまで戻り、社会保険料、労働保険料の負担に耐えうるだけの売上げが期待できるまでの間、社会保険料、労働保険料の負担を軽減するため、社会保険料、労働保険料に係る国による財政措置をすること。

具体的には、震災発生から平成30年度までの間、社会保険料、労働保険料への100%補てんをすること。

### 6 福島復興再生特別措置法の特例措置

避難解除等区域においては福島復興再生特別措置法の特例措置が設けられているが、当市は他の12市町村とは異なり、震災当初から多くの事業者が苦しいながらも当地にとどまり事業を再開、継続している。また、当市鹿島区においては、30km圏外のため避難解除等区域には含まれていないが、実態としては同地域と同様に震災直後は法律上の指定区域でないにもかかわらず、郵便局をはじめ運送会社によるサービスの停止、それによる物流の停止、生活物資・事業活動に必要な物資の供給の停止など様々な不利益を被ってきている。

これらのことから、以下の事項を要望する。

当市の30km圏外の区域（鹿島区）を避難解除等区域に含めること。

法の特例措置の期間を5年間から10年間に延長すること。

所得税、法人税の税額控除の限度額を20%から40%に拡大すること。